

改正後	現行
<p><u>カ 利用者の通院先の医療機関</u></p> <p><u>キ 当該利用者の支給決定を行っている市町村</u></p> <p><u>ク 障害者雇用を進める企業</u></p> <p><u>ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</u></p> <p><u>(二) ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、3月に1回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられる。なお、就労移行支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</u></p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提</p>	<p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p><u>⑱ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第12の18の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合(特定</p>

改正後	現 行
<p><u>供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。)</u>又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合(特定旧法指定施設を利用していた者に限る。)に、当該指定就労継続支援A型事業所における<u>利用定員、人員配置及び評価点(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第196条の3の規定に基づき指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関して厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。)</u>の規定により算出される評価点をいう。以下同じ。)に</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費(I)については、指定就労継続支援A型であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(II)については、就労継続支援A型サービス費(I)以外の指定就労継続支援A型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>旧法指定施設を利用していた者に限る。)に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置及び前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費(I)については、指定就労継続支援A型であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(II)については、就労継続支援A型サービス費(I)以外の指定就労継続支援A型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。</p> <p><u>また、前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数は、雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間を延べ利用人数で除して算出するものとする。</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1日の労働時間が4時間未満のことをいう。以下同じ。）となった場合、当該短時間労働となった者については、短時間労働となった日から90日分を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しても差し支えないこととし、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出ること。</u></p> <p><u>利用開始時には予見できない事由とは、具体的には以下の事由などを想定している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>筋ジストロフィーを罹患している利用者が、利用開始時には予見できない病状の進行により短時間労働となってしまった場合</u></li> <li>・ <u>利用開始後に病気等で入院し、退院直後の労働が短時間となってしまう場合</u></li> <li>・ <u>家族の介護を受けながら利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要となってしまった場合</u></li> <li>・ <u>精神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となってしまった場合</u></li> </ul> <p><u>なお、延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数の前年度の総計をいうものであって、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間については労働時間数に含めない。</u></p> <p><u>年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含</u></p>

改正後	現 行
<p>(二) <u>新規指定の就労継続支援A型事業所等</u>の就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において<u>初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし</u>、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、<u>初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして</u>、基本報酬を算定する。</p> <p>(三) <u>自己評価未公表減算について</u></p> <p>報酬告示第13の1の注4については、<u>指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する基準を満たしていない場合、つま</u></p>	<p><u>む。)や健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間数に含めるものとする。</u></p> <p>(二) <u>指定を受けた日から1年間</u>の就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において<u>指定を受けた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として</u>、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、<u>当該年度及び翌年度は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として</u>、基本報酬を算定する。</p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、基本報酬を算定することができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>り、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点を、インターネットの利用その他の方法により公表していない場合に減算を行うものである。公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。</u></p> <p><u>(四) 令和3年度における就労継続支援A型サービス費の算定について</u></p> <p><u>令和3年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。</u></p> <p>③ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等に<u>就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除く。以下この③において同じ。)</u>した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分<u>及び評価点</u>に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>③ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の3の就労移行支援体制加算については、就労継続支援A型を経て企業等<u>(他の就労継続支援A型事業所を除く。)</u>に<u>雇用された</u>後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び人員配置に基づき算定する就労継続支援A型サービス費の区分に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>

改正後	現行
<p>なお、就労継続支援A型を経て企業等に<u>就労し</u>後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間 <u>(就職した日から6月)</u> 中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(二) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>令和2年</u>10月1日に就職した者は、<u>令和3年</u>3月31日に6月に達した者となる。</p> <p><u>④ 就労移行連携加算について</u></p> <p><u>(一) 報酬告示第13の3の2の就労移行連携加算については、就労継続支援A型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援A型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援A型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場</u></p>	<p>なお、就労継続支援A型を経て企業等に<u>雇用された</u>後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</p> <p>(二) 注1中「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者である。例えば、<u>平成29年</u>10月1日に就職した者は、<u>平成30年</u>3月31日に6月に達した者となる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>合は算定できない。</u></p> <p><u>(二) 本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援A型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>(三) 特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援A型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。なお、情報の提供にあたっては、電子メール等のインターネットを利用した提供方法でも差し支えない。</u></p> <p>⑤ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第13の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第13の5の訪問支援特別加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第13の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第13の7の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p>	<p>④ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第13の4の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第13の5の訪問支援特別加算については、2の(6)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第13の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第13の7の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p>

改正後	現行
<p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第13の8の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第13の9の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第13の10の医療連携体制加算については、2の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。<u>この場合において、2の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(I)から(VIII)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(VI)」と、2の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(I)から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(I)から(IV)」と、2の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(IV)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(IV)」と読み替えるものとする。</u> <u>(削る)</u></p>	<p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第13の8の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第13の9の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第13の10の医療連携体制加算については、2の(7)の⑮の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑪ <u>施設外就労加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第13の11の施設外就労加算を算定する場合には、事業所内又は施設外就労の場において、以下の支援を行うものであること。</u> <u>(一) サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立</u> <u>(二) (一)を踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討</u></p>



改正後	現 行
<p><u>(三) 利用実績の算定については、次によるものとする。</u></p> <p><u>ア 前年度における利用者のうち障害基礎年金1級受給者の延べ人数を算出</u></p> <p><u>イ 前年度における利用者の延べ人数を算出</u></p> <p><u>ウ ア÷イにより利用者延べ人数のうち障害基礎年金1級受給者延べ人数割合を算出</u></p> <p>⑬ 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日につき当該事業所を利用した</p>	<p><u>(三) 施設外就労を実施する場合における各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助</u></p> <p><u>(四) その他必要な支援</u></p> <p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の12のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数(障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者は利用者の数から除く。以下(二)において同じ。)の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) 同ロの重度者支援体制加算(Ⅱ)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑬ 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日につき当該事業所を利用した</p>

改正後	現行
<p>利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「賃金向上計画」は、<u>就労系留意事項通知</u>で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、<u>就労系留意事項通知</u>で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができる。</p> <p>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第13の13の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p><u>なお、就労継続支援A型における送迎については、就労継続支援</u></p>	<p>利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「賃金向上計画」は、<u>「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「指定基準の見直し等通知」という。)</u>の1の(2)で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、<u>指定基準の見直し等通知</u>の1の(2)で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができる。</p> <p>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第13の13の送迎加算については、2の(6)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p><u>A型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。</u></p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 報酬告示第13の15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。 (削る)</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p>	<p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の㉒の規定を準用する。</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の2の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の㉒の規定を準用する。</p> <p>⑰ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第13の14の3の社会生活支援特別加算については、3の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第13の15及び16の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p><u>⑲ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 報酬告示第13の17の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p>